

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 7月 6日

(あて先)
さいたま市長 殿

提出者

住 所 埼玉県刺さいたま市西区宝来1348-1
医療法人 三慶会 指扇療養病院
氏 名 院長 森山 光彦
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 048-623-1102

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人三慶会 指扇療養病院
事業場の所在地	埼玉県さいたま市西区宝来1348-1
計画期間	令和 5年4月1日～令和 6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数 240床
③ 従業員数	270名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ① 療養病棟での医療行為(感染性廃棄物発生) ② ナースステーション等、関係者以外の方が触れない場所で一時保管(できるだけ短く) ③ 感染性容器密閉後鍵の掛かる保管庫で保管 ④ 収集運搬業者へ委託し、中間処理場で処理(焼却) ⑤ 最終処分は、溶融スラグやアークサントなどの路盤改良材として利用

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性
	排 出 量	130.174 t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底（勉強会）、ディスプレイ品の減量化（可能な範囲でリサイクル品の導入）部門ごとに廃棄物の発生を抑制するように心掛けたが、コロナ患者の発生により排出量が増えてしまった。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性
	排 出 量	123.665 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き分別の徹底を促す。(勉強会等による。) ・ ディスposablesの減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する。） ・ 廃棄物の発生を抑制するよう、より一層心掛ける。	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底や、従来よりも小型の商品、エコ商品があれば積極的に導入し、廃棄物の発生を抑制するよう心掛けている。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別の徹底（勉強会等の実施） ・ ディスposablesの減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する。）	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	
(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	
(今後実施する予定の取組) 特になし。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
	全処理委託量	130.174 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	130.174 t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	25.151 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	95.541 t	
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物であるため、中間処理が焼却となり再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融してスラグ化（路盤材）や焼成により、人口砂（洪水防止路盤材）として再利用が可能となるよう、可能な限りリサイクル業者へ委託を心掛ける。 また、発電や熱回収なども同様に、これらを実施している中間処理施設への委託を心掛けた。		

(第5面)

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性
	全処理委託量	123.665 t
	優良認定処理業者への処理委託量	123.665 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	23.894 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	90.764 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>中間処理は感染性廃棄物のため、焼却処理をする都合、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融しスラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、出来るだけリサイクル推進に心掛ける。</p> <p>医療廃棄物容器も再生品を使用する計画もあり、環境負荷の低減を心掛ける。また、さらに発電などの熱利用のできる処理業者へ委託量を可能な範囲で推奨するよう心掛ける。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	130.174 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>既に実施しており、今後も継続していきます。</p>		
※事務処理欄		

特別管理産業廃棄物管理体制図

